

令和7年度 第3回文京区バリアフリー基本構想推進協議会

議事録（要旨）

日 時：令和7年11月4日（火） 午前10時00分～12時00分

場 所：文京シビックセンター24階 第一委員会室

出席者：委員23名（うち代理5名）、幹事12名、傍聴3名、事務局5名

○文京区バリアフリー基本構想推進協議会 委員名簿

No.	区 分	所 属	氏 名	出欠	
1	学識経験者	岩手県立大学 名誉教授	元田 良孝	出席	
2		東京大学大学院 工学系研究科 建築学専攻 准教授	松田 雄二	出席	
3	区民	障害者団体	文京区視覚しょうがい者協会	吉田 美奈子	欠席
4			文京区肢体障害者福祉協会	松井 幸子	出席
5			文京区聴覚障害者協会	高岡 正	出席
6			文京区肢体不自由児者父母の会	住友 孝子	出席
7			文京区家族会	雄川 千枝子	出席
8			文京区知的障害者（児）の明日を創る会	賀藤 一示	欠席
9		高齢者団体	文京区高齢者クラブ連合会	本間 君枝	出席
10		商店街	文京区商店街連合会	寺澤 弘一郎	出席
11	町会	文京区町会連合会	上田 泰正	出席	
12	地域員	文京区民生委員・児童委員協議会	佐古 陽子	出席	
13	公募		鈴木 好美	欠席	
14	公募		谷中 匡子	出席	
15	公募		柘植 直子	出席	
16	公募		山本 司	出席	
17	関係行政機関	国	国土交通省 関東運輸局 交通政策部 共生社会推進課長	平井 靖範	出席
18		東京都	東京都 都市整備局 都市基盤部 交通政策担当課長	荒井 大介	欠席
19	施設管理者	国道	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 交通対策課 建設専門官	菊池 信久	出席
20		都道	東京都 建設局 第六建設事務所 補修課長	藤木 健太郎	欠席
21		都立公園	東京都 建設局 東部公園緑地事務所 管理課長	五十嵐 純	欠席
22	交通管理者	警視庁	富坂警察署 交通課長	中藤 大樹	代理
23			大塚警察署 交通課長	青木 政博	代理
24			本富士警察署 交通課長	秋田 恵	代理
25			駒込警察署 交通課長	三浦 秀一郎	出席
26	交通事業者	地下鉄	東京地下鉄株式会社 鉄道統括部 移動円滑化設備整備促進担当課長	倉本 広太郎	出席
27			東京都 交通局 総務部 技術調整担当課長	近藤 琢哉	代理
28		都営バス	東京都 交通局 自動車部 事業改善担当課長	内山 琢矢	代理
29	区コミュニティバス	日立自動車交通株式会社 運行部	坂口 央	欠席	
30	関係事業者	医療法人社団 龍岡会 高齢者あんしん相談センター本富士 センター長	中谷 信夫	出席	
31	オブザーバー	警視庁 交通部 交通規制課 都市交通管理室 都市交通管理系 主査	斎藤 遼	出席	

○文京区バリアフリー基本構想推進協議会 幹事名簿

No.	所 属	氏 名	出欠
1	文京区企画政策部長	新名 幸男	出席
2	文京区福祉部長	鈴木 裕佳	出席
3	文京区都市計画部長	鶴沼 秀之	出席
4	文京区土木部長	小野 光幸	出席
5	文京区企画政策部企画課長	川崎 慎一郎	出席
6	文京区企画政策部用地・施設マネジメント担当課長	岡村 健介	欠席
7	文京区福祉部福祉政策課長	篠原 秀徳	出席
8	文京区福祉部障害福祉課長	永尾 真一	出席
9	文京区都市計画部都市計画課長	真下 聡	出席
10	文京区土木部管理課長	橋本 淳一	出席
11	文京区土木部道路課長	村岡 健市	出席
12	文京区土木部みどり公園課長	高橋 彬	出席
13	文京区教育推進部副参事（学校施設担当）	内山 真宏	出席

会議次第：

- 1 開会
- 2 議題
 - (1) 現行 バリアフリー基本構想の最終評価（案）について
 - (2) 改定 バリアフリー基本構想（素案）について
- 3 閉会

配付資料：

- ・ 次第・改定スケジュール
- ・ 協議会委員名簿
- ・ 文京区バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱
- ・ 資料1 文京区バリアフリー基本構想 最終評価（案）
- ・ 資料2 文京区バリアフリー基本構想（素案）

議事要旨：

1 開会

- ・ 配付資料の確認
- ・ 発言時のマイクの使用を依頼
- ・ 委員の出席状況等の報告
- ・ 会長あいさつ

2 議題

- (1) 現行 バリアフリー基本構想の最終評価（案）について

- ・ 真下幹事（都市計画課長）より資料1を説明

元田会長：ご説明ありがとうございます。バリアフリー基本構想への最終評価ということで、今までやってきたことへの評価の説明がありました。ただいまの説明に関しまして、ご質問・ご意見があればお願いいたします。

高岡委員：文書の中で、案内設備に「必要に応じて点字表示、音声案内、多言語化等」という内容が随所に出てきますが、点字と音声、多言語まで記載があるのになぜ手話と文字表示がないのでしょうか。聴覚障害者は、テレビにも、YouTubeにも字幕を付けます。音声認識アプリで相手の声を文字で見るとは、私たちにとって普通のことです。文京区には、「文京区手話言語条例」と「文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」があり、東京都にも同様のものがあり、国の法律でも手話施策推進法が6月にできたばかりです。さらなる改善のための提案における「わかりやすい案内表示を設ける」という中に、手話・文字ということも加えていただきたいです。現時点で取り組みが少ないから、この部分で強調されているのだと思うので、よろしくをお願いします。

真下幹事（都市計画課長）：情報のバリアフリーに関しましては、区でも条例を制定して、引き続き取り組んでいく姿勢です。この最終評価は元々の基本構想における評価という位置づけではありますが、「観光・情報のバリアフリー」の部分に、情報のバリアフリーへの取組みを記載しております。今後の取組みについては、69 ページあたりに記載の現在の評価の中に、高岡委員が仰った「条例の制定等も踏まえて情報のバリアフリーの推進を図る必要がある」ということを記載しています。この後資料2で

ご説明する基本構想（案）の中にも、情報のバリアフリー化への取組みについて、特に配慮事項として記載しております。今後そのような内容で区としても取り組んでいきたいと考えております。

高岡委員：例えば 66 ページに「さらなる改善のための提案」とありますが、その中に記載がないことについて指摘しています。今後の改善の提案の中に手話と文字表示を入れないと、次の時期の計画に繋がらないのではないかと懸念しています。ぜひご検討いただきたいと思います。

真下幹事（都市計画課長）：表記について、検討させていただきます。

元田会長：対策については、資料 2 でまた説明を願いたいと思います。

高岡委員：現行 バリアフリー基本構想の最終評価（案）は文京区を各地域に分けて、地域ごとの公共交通・建物・公園などを点検されたものだと思いますが、その中に図書館も含まれていますよね。図書館に行くための通路や階段は当然チェックの対象となっていると思いますが、施設内の設備や閲覧スペース、受付窓口などのチェックが足りていないのではないかと感じました。先週本郷図書館に行き、図書拡大機を見たのですが、地下の端っこのトイレの前に置いてありました。図書拡大機はタブレットを本や新聞にかざして大きくして見るものですが、多くの高齢者などは本や新聞を読むのが大変なので、もっと新聞の近くや図書が多いところに置いて、みんなが使えるようにする必要がありますと思います。各施設の“機能”をアクセシブルなものにする、というところまでのチェックはまだ不十分ではないかと感じました。

元田会長：チェック項目の対象についてはいかがでしょうか。

真下幹事（都市計画課長）：図書館もバリアフリー基本構想の対象施設となっており、そこに至るまでの経路もバリアフリー化の対象となっています。図書館内での機器の配置などは、各図書館の様々な事情によるところかもしれませんが、図書館の担当所管にはそういったお声があるということをお伝えし、より使いやすい工夫ができるように検討していきたいと考えています。

元田会長：ほかにご質問等ありますでしょうか。あとでお気づきになりましたらまたご質問ください。それでは次の議題に移りたいと思います。議題（2）につきまして事務局から説明をお願いいたします。

（2）改定 バリアフリー基本構想（素案）について

・真下幹事（都市計画課長）より資料 2 を説明

元田会長：ありがとうございます。これからの 10 年間、バリアフリー化にどのような方針で臨むかという説明がありました。今までの事業を継続する部分と、法律等の改正によって新たに追加で実施する部分、といったことが次のバリアフリー基本構想の骨子になっています。

それではまず、高岡委員から意見書が提出されておりますので、高岡委員から資料の説明をお願いいたします。

高岡委員：お手元にある資料は、10 月 28 日に会長・副会長に意見を提出したものです。文京区バリアフリー基本構想の次期計画を支援している八千代エンジニアリング株式会社は、横浜園芸博覧会のアクセシビリティガイドライン策定にも関わっています。そのことから、かねてからお願いしていた情報バリアフリーの取組みがこの計画に反映されるかと期待していたところです。先日終了した大阪・関西万博と 2027 年に開催される横浜園芸博覧会については、事務局のほうで「国際博覧会に関するガイドライン等」という資料に詳しくまとめていただきました。バリアフリー法や障害者差別解消法など様々な法律が改正されたことや、各地域の条例も踏まえて、博覧会のガイドラインは作られています。言わばその時点での最大の知見・経験を集めたガイドラインではないかと思っています。文京区のバリアフリー基本構想を策定する際も、そういった先進的なガイドラインを参照する必要があるのではないかと

思い、今回ご提示した次第です。今回の次期計画において、情報バリアフリーをもう少し具体的に計画の柱として記述できないかと期待していたのですが、そういう形にはなっていません。情報バリアフリーに関する計画が不十分ではないかと感じています。私が言う情報バリアフリーとは、聴覚障害者だけではなく、視覚障害者やそのほかの障害者、高齢者、乳幼児等も含めた人々にとって、文京区のまち・施設・道路を利用する上での不可欠な要素です。そのことを踏まえた計画としてほしいと思っています。

なぜ情報バリアフリーが明確に位置づけられないのかを、考えてみました。令和2年にバリアフリー法が改正され、それに基づいた公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドラインも改定されています。最新の改定は令和7年9月です。しかし、その中に情報バリアフリーについてはほとんど追加されていません。それはなぜなのかとと思っていたのですが、令和2年のバリアフリー法改正以降に、国による「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」や、東京都の条例が既にできています。それらはバリアフリー法改正時にはまだなかったものです。令和2年の改正の翌年度からおおむね5年間で次の法改正を検討するような記述があるので、令和8年度から新しく見直した計画ができるはずなのですが、まだ情報バリアフリーが明確に位置づけられないことを考えると、国ではバリアフリー法の改正の検討がまだ始まっていないため、この次期計画に反映されないということなのかと思いました。

私たち聴覚障害者だけでなく、全ての障害者・全ての区民が情報を円滑に利用できるということが、安心・安全にこのまちで暮らすことに繋がります。このバリアフリーの計画は点から面へ、ということで10年間やってきました。次の10年間はどういう方向に行くのかということで、点から面に来たら次は立体だとなるのですが、その柱が情報バリアフリーであり、柱と柱の間を埋めるのが心のバリアフリーや障害の社会モデルに関する国民の理解の拡がりである、と前回の会議のときにお話ししました。そこで、このバリアフリーの計画について考えたことが二つあります。

一つは、資料2の3ページ目にある様々な道路・建物のバリアフリーが進められると同時に、障害者、特に聴覚障害者や視覚障害者は、スマートフォンのアプリで情報を収集したり、コミュニケーションをとったりしています。聴覚障害者は、電話するときも含めて、スマートフォンで相手の声を文字に見たり、手話通訳を利用したりしています。視覚障害者向けには、スマートフォンをかざすと信号機の色や駅の方角などの情報を喋って教えてくれるアプリが広がっています。そういった自立のためのツール・アプリを円滑に利用できる環境づくりというのを、この計画の中に入れてほしいです。つまり、物理的な空間やアクセスの円滑化のほかに、自分が使っている情報を収集し自立するためのツールがきちんと機能する環境を整備してほしいということです。具体的にはここに記載がありますが、街中や公共施設における安定したインターネット環境です。文京区でも新しいWi-Fiが設置され始めていますが、バスの中や地下鉄などどこでもインターネットが円滑に使えるようにしてほしいです。

また、ここに記載した例は、大阪・関西万博で聞こえない委員が要望してガイドラインに記載された内容ですが、スマートフォンなど個人用端末の激しいバッテリー消費に対応する無料充電スポット、モバイルバッテリーの貸し出し、施設側への音声認識可能なデバイスの貸し出し、災害時を想定した音声認識の透明ディスプレイや電光掲示板の設置、遠隔手話通訳サービス・手話リンクの活用、ヨメテルの周知、とあります。これは私の二つ目の要望ですが、電話リレーサービス、ヨメテル、手話リンクというのは法律に基づいた公共インフラです。その公共インフラを利用できる環境を作ることがこのバリアフリー計画をより高いレベルに持っていくと考えています。公共インフラである電話リレーサービス、ヨメテル、手話リンクを採用することをぜひ検討していただきたいです。手話リンクについては、9月

17日に警察庁が警視庁及び全国の県警に対して、不在になる交番への設置を検討することを指示しています。東京の警視庁ではまだはっきり方針は決まっていないようですが、神奈川県では11月1日から、不在になる交番には手話リンクというものを置いて、聞こえない人が取ると手話通訳が現れて会話ができるというシステムが始まっています。ぜひ情報バリアフリーということも大きなポイントとして記載できないでしょうか。

真下幹事（都市計画課長）：1点目の意見書（1）については、ユニバーサルデザイン基本構想へと発展させることや、各種博覧会のガイドラインを参考にすることに関して記載されています。区としても、ユニバーサルデザインの考え方は大変重要であると認識しています。そのため、区有施設におけるユニバーサルデザインの対応については、施設の改修を計画する所管部門を中心に全庁的な検討を現在進めているところです。この度ご提案の各種ガイドラインなどについても、所管部署と情報共有し、参考にさせていただきたいと考えています。一方で本協議会は、移動の円滑化のために建築物や道路等の連続性を確保した一体的なバリアフリー化についての検討を通して、当事者の意見を交通事業者・交通管理者・道路管理者に直接届けることを重視して設置していることもあるので、ユニバーサルデザイン基本構想として検討を行うことは難しいと考えています。

次に、意見書（2）にご意見としてあった、情報バリアフリーにおける2軸の連携や当事者参加による評価に関しましては、区としてもそれぞれ大切なお指摘と認識しています。内容としては障害者等への全般的な支援や周知啓発に関することなので、本協議会における検討ではなく、より密接に関連する福祉関連部署と連携して、対応を検討していきたいと考えています。また、当事者参画については、次期基本構想の目標年次を令和17年度としておりますので、現行の計画と同様にその中間年にあたる令和12年度に中間評価を行う予定としています。その際は当事者参画の上で検証・評価を進めてまいりたいと考えています。

元田会長：ありがとうございます。ご出席の委員の皆様方から何かございますか。

山本委員：先程伺った情報のバリアフリーについて、インターネット環境については私たちもスマートフォンを使って情報を得ることが多いのですが、文京区の中にどのくらいインターネット環境を使えない場所があるのでしょうか。地下や高いところや壁の厚いところなどいろいろあると思いますが、今回の改定ではそのような内容に触れられていないので、もし可能であればインターネット環境がない場所がどの程度あるのかを調査できると、情報のバリアフリーに一步近づくのではないかと思います。

真下幹事（都市計画課長）：Wi-Fi環境については、多数の方が利用する区有施設においては、区でWi-Fiを設置しています。それ以外の区内全体・屋外については、関係部署に聞いたところ、各サービス事業者の電波が届く対象エリアとしてはほとんど網羅しているようでした。ただ、建物の状況や立地条件等によって届きにくいところはあるかもしれませんが、そこまで全ての電波状況を調べることは難しいと考えております。地域のWi-Fiの状況については、関係部署等が今後も調査を続けていくかもしれませんが、通信事業者の管轄になるので、調査を推進するよう要望を出すことはできても調査を行い実態を把握することは難しいかと考えております。

元田会長：大変貴重なご意見なので、本協議会で対応できることは対応し、所掌事項でないことについては関連部署で対応する、ということで進めていければよいかと思います。

高岡委員：私の提案は、情報のバリアフリーという取組みをもう少しクローズアップした次期計画にするということです。今後10年間続くわけであり、これからの時代は必ず情報をどう活用していくかが問われます。生成AIの普及などもあるので、そのことをきちんと取り入れた書きぶりが必要だと思います。会長・副会長も含めてぜひご検討いただきたいと思います。前回の地域懇談会の中で、聴覚障害者

が「ホームでの構内放送、案内が聞こえない」ということをお話ししたところ、東京メトロのほうで「見えるアナウンス」というものを設置しているところであるというお話がありました。そういった事業者が既に具体的に取組みを進めていることについても、ここには記載がありません。旅客施設におけるホームの項目に「放送を文字で表示する装置を取り付ける」といったことが記載されるべきだと思います。事業者や交番が既に取組みを進めていることすら計画に載っていないければ、後追いになってしまうのではないのでしょうか。よろしくをお願いします。

真下幹事（都市計画課長）：情報のバリアフリーの推進について、区としても大切だと認識しています。今回の改定後のバリアフリー基本構想においても基本方針として、例えば27ページ目に「情報のバリアフリーの推進」は、基本方針の3番目に掲げています。ここで基本方針として、「施設のバリアフリーの推進」「心のバリアフリーの推進」「情報のバリアフリーの推進」、「それぞれの連携・一体的な取組の推進」をお示ししています。具体的な取組みについて今ご意見がありました。各事業者に配慮していただきたいことをまとめた配慮事項を39ページ以降に記載しており、その中でも「案内設備・情報のバリアフリー」や「役務の提供」といったところで、情報のバリアフリーに向けた取組みについて触れています。具体的な事例を、というお話がありました。各施設にも様々な事情や状況等があるので、このように方向性を示し、より具体的な対応内容については来年度以降に検討している地区別計画のほうに具体的な計画として記載していただきたいと考えております。また、そういった取組み事例については、年に1回行う進捗確認の中で情報収集し、対応事例として皆様にもお知らせしていきたいと考えています。

元田会長：それでは、事務局からの資料2の説明内容についての質疑応答を行います。

上田委員：いくつかあります。一つは地区別計画の中で、道路関係で71ページの山の手地域西部における基本方針では①で「不忍通りの拡幅整備推進と部分的な早期改善」という文言があります。他の地域、山の手地域中央や東部でも不忍通りについて触れられてはいますが、交差点などの「バリアフリー整備の推進」ということのみ記載されており、「拡幅整備の推進」という文言がないのはなぜなのか、というのが素朴な疑問です。全ての地域に「自転車通行空間の整備や違法駐車取締りとあわせ、自転車の原則車道通行などの交通ルール・マナーの徹底」ということは記載がありますが、狭くて交通量の多い不忍通りで自転車通行空間を整備しようと思ったら、拡幅工事は必須だと思います。なぜ山の手地域西部以外は「拡幅整備の推進」という文言の記載がないのか、教えてください。

真下幹事（都市計画課長）：不忍通りについては、下町地区等の地域懇談会でも様々なご意見をいただいております。ほかの地域でも拡幅も含めて整備が計画されています。西部だけに「拡幅」という文言が入っているのは、この部分は前回の計画から踏襲している部分であり、この地区で特に「狭かった」というご意見があったので、取り上げて記載しています。ほかの地域では決して拡幅しないということではありませんが、書き方として差が出てしまっています。

上田委員：そうであれば、ほかの地域でも「拡幅整備の推進」というたった6文字なので記載しておけばよいのではないのでしょうか。またその点で言うと、山の手地域西部での不忍通りの整備は終わっているので記載しなくてもよいと思いますが、あえて記載するのであれば、これから整備するところはもっと強調して書いたほうがよいのではないかと思います。

真下幹事（都市計画課長）：まだ拡幅工事の事業中という位置づけなので、引き続きこの道路整備は行っていきます。ほかの地域の表現の仕方については検討いたします。

元田会長：表現に齟齬がないようにチェックをお願いいたします。

上田委員：59ページの区民の取組というところで、バリアフリー法が国民の責務としていろいろ求めて

いるということが書かれています。これ自体は我々も国民の一人として責務を負うということによいかと思いますが、文京区には自治基本条例があり、区民と行政と事業者みんなで行政に取り組むということが書かれています。せっかく素晴らしい条例があるので、そういった、区民の一人として基本条例に基づいてバリアフリーの推進をやりましょう、ということも記載したほうがよいのではないかと思います。

真下幹事（都市計画課長）：このバリアフリー基本構想の基本的な考え方として、26ページには「自治基本条例」という文言自体はないですが、『「文の京」総合戦略』として自治基本条例を基に考えたものです。また、バリアフリー基本構想は、都市画マスタープランといった計画にも基づき考えています。バリアフリー基本構想の関連計画等については、計画の位置づけにてお示ししていますが、自治基本条例の考え方に基づいた区民の取組の記載内容について、大変貴重なご意見ですので、どこまで入れられるかについては一旦検討させていただきたいと思います。

近藤委員代理（小林氏）：1点補足説明を差し上げたく存じます。14ページに各駅のバリアフリー整備状況の表があり、車両とホームの段差・隙間解消について記載がありますが、三田線では昨年度までに段差・隙間解消工事については実施完了しています。しかし白山駅には×が付いてしまっています。これはどういうことかと申しますと、白山駅は隙間を埋めるための楕円のゴムの設置もしていますが、非常にカーブが急な駅であり、そういったカーブがきついところに関しては安全上の観点から、隙間を解消できない場合であってもできる限り隙間を小さくするという対応となっています。国の考え方でもそのような整理されています。どうしても駅の構造や形状の関係で対策をしても難しい場所があるということ、皆様にもご承知いただければ幸いです。よろしくお願ひします。

谷中委員：今地下鉄の方からホームとの段差ということでお話が出ました。バリアフリーに関して、抱えている障害によって「こうなってほしい」という目指すものが違ってきます。ソフト面に関しては心のバリアフリーということで、各障害で目指すところは共通すると思います。私共のような身体障害をもつ人間にとっては移動の円滑化がすごく課題となってきます。今の話は三田線がそういった工事が非常に進んだということでした。先日息子と同伴して大阪に行く機会があり、久しぶりに関西に行ったのですが、万博の影響もあり地下鉄の駅が格段に進化しておりました。特に幹線にあたる御堂筋線においては、新型車両ではホームと車両の段差・隙間がほとんどなく、各車両に必ず車いすスペースがありました。今私がよく利用している千代田線は、各車両には車いすスペースというのはありません。うちは重度障害で車いすがかなり大型なので、車いすスペースのある車両はとてもありがたいです。関西では、私鉄でも新型車両は必ず各車両に車いすスペースがありました。そういうことがどんどん進むと外出するにもストレスなく出かけられますし、そこに皆さんの心のバリアフリーが重なることによって、自由がない生活を強いられている現状に対して、自由度がかなり広がっていくのではないかと思います。都営地下鉄や東京メトロの方々には、円滑な移動に関する手段について、これからも引き続き取り組んでいただけたら非常にありがたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

元田会長：各社一生懸命やられているところだと思います。ほかに何かございますか。

倉本委員：貴重なご意見ありがとうございます。私も先日大阪に出張する機会がありました。大阪の御堂筋線などは非常に直線的な道路の下を通っている地下鉄なので、隙間が本当に小さくなっていて正直うらやましく感じました。言い訳となってしまう恐縮なのですが、東京の道路はかなり曲がっていて、対策をとっても3cm、7cmの段差・隙間を満たすことができないのが東京の地下鉄の現状です。また、千代田線ですべての車両に車いすスペースがないということについては、別の路線で新型車両を入れた際には車いすスペースを増やすという取組みも行っております。車両の更新というのは長い周期に

なりますので、すぐに対応できるということではありませんが、そのような方針で改良していけるように社内調整も進めていきたいと考えております。至らない部分については私ども駅員などのサポートでフォローしていければよいと考えておりますので、ご利用の際にお気づきの点があればお知らせいただければ幸いです。

佐古委員：都バスについて、41 ページにバスが正着しやすいように改良する、とあり、都バスの停留所も整備されてきています。しかし先日雨の日に停留所でバスを待っていたら、バスが停留所から 80cm から 1 m ほど先に停まりました。本来は停留所の正面に止まるところですが、1 m くらい間が空いたところに停まってドアが遠かったです。障害者だけでなく一般の方々にとっても、そのように間が空くと乗りにくくなってしまいます。運転手も大変だとは思いますが、もう少し運転手たちが心のバリアフリーを意識し、停留所に正着するようにしていただきたいと感じました。その点をお願いしたいです。

本間委員：私も都バスをよく利用するのですが、西巢鴨から庚申塚に行くところの停留所は道路がかなり広いので、毎回と言ってよいほど 1 m くらい離れたところに停車されます。雨の日や、高齢者は足元がふらつく人も多いため、広い道だからこそ、そうしているのかはわからないのですが、なるべく近くに停めていただきたいです。

内山委員代理（梅原氏）：特に支障がない場合、例えばバス停の近くに車がないときなどは正着するように指導しているのですが、ご指摘のようなことがあったということで申し訳ありません。せっかく上屋があり、ノンステップバスで運行しているのに、ぴったり正着しないと意味がないので、ご意見を持ち帰って担当部署にきちんと申し伝えたいと思っております。引き続きよろしく願いいたします。

元田会長：私もよくバスに乗るのですが、駐車車両があると近づけない状況もあるようなので、別の面での対策も必要かと感じています。

柘植委員：小さなことで恐縮なのですが、5 ページのバリアフリー基本構想の説明の部分についてです。前回の基本構想では、移動等円滑化の促進に関する対象者の部分で、「高齢者・障害者等」に対する説明がきちんとなされていますが、今回その部分は最初のところでは示されずに、後段の用語集でのみ説明されていることが若干気になっています。ベビーカー利用者や子ども連れなど広く対象として考えているということが 10 年前の大事なポイントだったと思っているので、その部分はせっかくなら残してもよいのかと思いました。

真下幹事（都市計画課長）：確かに現行の基本構想では記載しています。用語解説は前回もあったのですが、今回用語解説は後段にまとめたほうがよいかということで、後ろの用語解説のほうに加えました。今いただいた良い面もある、というご意見も踏まえて、検討させていただきたいと思えます。

松田副会長：私からは 2 点お伺いしたいと思います。資料 2 の 57 ページの 6 章には、心のバリアフリーの促進として、教育啓発特定事業が位置づけられたと記載があります。これについて、今後の検討になると思いますが、7 章以降の地区別計画の中ではどのようなかたちで盛り込まれていくのか、現状の考えだけでも構わないので教えていただければと思います。

もう 1 点は、資料 1 の最終評価で、アンケートの 10 年前との比較で、施設に関する評価以外は全般的に割と厳しめな評価が出たことが気になっています。回答者の属性が高齢化したためなのか、全体的にバリアフリーに対する意識が向上した結果として厳しくなったのか、といった要因はあろうかと思いますが、これを改善するために今回の計画ではどのあたりが鍵となりそうかということで、事務局の方針やお考えを伺いたいです。

真下幹事（都市計画課長）：まず 1 点目の教育啓発特定事業が追加されたことについて、各施設設置管理者に向けて、研修の実施を検討するように依頼をすることで考えています。また、学校等でも教育啓発

は必要だと考えています。学校での取組みについては、教育部門と連携し検討します。現在既に取り組んでいるところもあるので、それも踏まえてどのような取組みが必要か、来年度以降に地区別計画と併せて検討していきたいと考えています。

アンケートについては、副会長のおっしゃるとおり、10年前と比較して施設に関しては満足度が向上していますが、施設以外のところについては満足度が減少している傾向が確かにあります。アンケートや地域懇談会等で皆様からいただいたご意見の中には、確かにバリアフリー化は進んでいる、というご意見が多数聞こえてくる一方で、まだこういった部分が足りていない、というご意見も多くいただいています。事務局としては、進んでいる一方で、心のバリアフリー等も含めてまだまだ求められている内容や、不足しているものがあると考えています。アンケートの評価を改善するために、改定の方針で示したとおり、ハード面での施設の整備、心のバリアフリー、情報のバリアフリーを3つの柱として立てたところですが、ハード整備はもちろんですが、特に心のバリアフリーは国も示しているとおりに重要だと考えているので、心のバリアフリーについても併せて、来年度以降各施設設置管理者に依頼する際に、取組みの重要性も改めてお示ししていきたいと考えております。ハード・ソフト含めて一層取り組んでまいりたいと考えております。

松田副会長：今のお答えで了解いたしました。やはり心のバリアフリーや当事者参画といったことが今後10年の大きなキーワードになってくるのではないかと考えています。私の経験では、心のバリアフリーや当事者参画は、民間分野ではなかなか導入が難しく、経験の蓄積があまりない分野であると感じています。公共の施設整備、あるいはそれ以外の取組みの中で良い事例を示していただくとよいと思います。

元田会長：アンケート調査の評価が下がっていることは私も気になっていました。ただ、よく見ると令和7年の結果では「気にしたことがない・わからない」という回答がものすごく増えてしまっています。この人たちがどう考えて回答したかということがキーになるかと考えます。例えば満足しているから「わからない」と言っているのか、あるいはバリアフリーに対して全く関心を失っているから回答していないのか。それによって内容が変わってくるという印象を受けました。

住友委員：心のバリアフリーについて、先日11月1日・2日の土日で江戸川橋の文京総合福祉センターで、福祉センターまつりがありました。そこには障害者の施設があつて、近隣の方も1階の喫茶を日常的に利用しています。その福祉センターまつりの中で、近隣の方、お子様連れ、障害がある施設の中のたくさんの方々も同じようにまつりを楽しんでいる姿を毎年うかがえます。健康な方も障害がある方も違和感なく混ざっておまつりを楽しんでいる様子を見ていつもいいなと思ひ、おまつりの意義を毎年感じています。福祉センターは大きな規模の施設なので、様々な催し物やイベントが同時にできるのですが、ほかの施設でも同じようにできる場所があるというのは、私はあまり聞いたことがないです。福祉センターまつりには毎年参加していますが、そういった場所がもっともっと増えて、交流ができて、自然に同じ空間を楽しめる機会がもっと増えるとよいと思ひついています。今後そのような場が増えるように努力していただけるとありがたいと思ひます。

永尾幹事（障害福祉課長）：福祉センターまつりには私も日曜日に参加し、その中で障害の体験や障害当事者の方のお話を聞くということを実施していました。見えない・見えにくい体験や手話・デフリンピックのこと、障害当事者の方が地域生活をしていく中で考えていることについてお話しいただいた動画を、皆さんに視聴していただきました。最終的に300～400人ほど参加いただき、最後は心のバリアフリーの木に感じたことを書いていただくという流れで、お子さんもかなり多く参加していただいております。やはり小さい子どもの頃から障害あるいは障害のある方への理解を深めるということが

重要だと考えておりますので、引き続き取組みを実施していきたいと考えております。

また、それ以外の区立の障害者施設でも、皆さんにご参加いただきながらお祭りを実施しています。そうしたところで、障害や障害のある方への理解を引き続き深めていければと考えております。

元田会長：資料1の話が出ましたが、全体を含めて何かございますか。

高岡委員：先程から情報バリアフリーについてお願いしていますが、27ページの基本方針で、「①施設のバリアフリー」「②心のバリアフリー」「③情報のバリアフリー」の3本柱というお話がありました。私もこれを見ていましたが、なぜか③情報のバリアフリーが頭に残らなかったです。なぜかと言うと、この内容が案内表示やバリアフリー情報の提供となっています。実際に例えば放送や対話といったコミュニケーションによる情報のバリアフリーについてあと1行書き足していただくと、「情報のバリアフリー」の中身が充実すると思います。区の施設を中心に、と書いてありますが、事業者の取組みも進んでいるので、「民間事業者も含めて意思疎通・情報の取得利用について取り組む」など、あと1、2行加えていただければと思います。

隣のページの図16に関連法令がありますが、東京都の条例が載っていません。東京都の手話言語条例、障害者情報コミュニケーション条例というのがあるのに載っていないのはなぜなのか、疑問に思っています。同様に38ページにも「条例等」と記載がありますが、文京区の条例は記載があり東京都の条例の記載がないのは、何か理由があるのでしょうか。

真下幹事（都市計画課長）：「情報のバリアフリーの推進」ということで基本方針に挙げていますが、コミュニケーションも大切なキーワードだと思っております。27ページに掲げている中にも、「多様な障害に配慮したコミュニケーションツールの充実を進める」と記載しているところではあります。また対応の方向性を示す59ページや60ページ以降に、どういったところを取り組むかといったことも具体的にお示ししています。配慮事項にも、情報のバリアフリーに向けた対応といったことを記載しています。

東京都の条例等については、こちらには関連する主な基準を記載しているのですが、とりわけ東京都の条例を除いた・記載しなかったという理由が特にあるわけではありません。参考としうる関連法令“等”という意味合いで記載しています。

元田会長：ほかに全体を通してご意見はございますか。

佐古委員：私はこの協議会に今年度から参加させていただいております。バリアフリー基本構想とは、という資料を読みながら、また皆様のお話を伺っている中で、例えば素案にある『バリアフリー基本構想とは、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する…」』というように必ず「高齢者、障害者」と出てきて、乳幼児も関係あるにもかかわらず、なぜ乳幼児について書かれていないのかすごく疑問だったのですが、最初の平成28年3月のバリアフリー基本構想では、四角でくくられている中に『「高齢者、障害者等」は、法律の解説においては「高齢者、障害者、妊産婦、けが人等」とされていますが、ベビーカー利用者等、子育てをしている人も移動や施設の利用に制約があることから、文京区バリアフリー基本構想では対象者に含めて検討を行いました。』と書いてあります。この文言を今回の基本構想にも記載したほうがよいのではないかと思ったのですが、どうなのでしょう。

真下幹事（都市計画課長）：先程も同様の、冒頭に定義を書き示したほうがよいのではないかというご意見がありました。こちらは現行基本構想で文京区として考えている“前提”で、今回の改定基本構想についてももちろん考えているので、ご意見を参考に検討させていただきたいと思います。

佐古委員：よろしくお願ひいたします。

元田会長：前回の基本構想の精神を引き継いでいると考えてよろしいですね。

真下幹事（都市計画課長）：そのとおりです。

本間委員：毎年文高連では、文京区の小ホールを使って芸能大会を行っております。その際、高齢者が多いので、階段で上っていくことがすごくきつくなってきています。中に入るともう演奏が始まっているので、外から見るしかない客席になっており、年々参加人数が減ってきています。そのあたりを区で考えていただいて、スロープなどを設置し客席に行けるようにしていただくと参加人数も増えるのではないかと考えています。

元田会長：私も行ったことがあります。これについて何かお考えはありますか。

真下幹事（都市計画課長）：シビックホールの設備ももちろん区として取り組むべきバリアフリーの対象の施設だと考えています。スロープや上下移動についてどこまで対応できるかは、施設を所管する部門と話さないとわからないところもありますが、不便さを感じたときに代わりにどういった支援ができるかを検討する必要もあるかと思っております。今いただいたご意見につきましては、関係部署に共有し、改善できるところを考えていきたいと思っております。

本間委員：階段脇の手すりも掴みづらいので、そのあたりも一緒に考えていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

元田会長：私が見たのは障害者の方だったのですが、階段が登りづらくて大変そうだったので、障害者用スペースを増やしたほうがよいと感じました。

ほかに皆様方から全体を通して何かございますか。

私から1点だけあります。評価の時期が5年後の令和12年となっていますが、世の中の動きは速いので、それ以前に検討すべき事案が出てきたら、12年にこだわらず対応していただきたいと思っております。

それでは長時間の議論ありがとうございました。以上で本日の協議を終了します。皆様ありがとうございました。事務局から何かございますか。

真下幹事（都市計画課長）：本日はご協議いただきましてありがとうございました。本日の委員謝礼がある方につきましては、明細が入った封筒を席上に配付しておりますので、お持ち帰りいただきたいと思っております。

また次回の協議会は、改めてお知らせいたしますが、1月23日金曜日14時を開始予定としております。会場は本日と同じここ第一委員会室となります。正式な通知は別途ご案内を差し上げたいと思っております。事務局からは以上です。

元田会長：以上で本日の日程は終了いたしましたので、協議会を閉会といたします。皆様、本日はありがとうございました。

3 閉会

以上